

大綱心で交通安全!

～気を付けるべき自転車事故のパターン～

昨年、県内の自転車事故の発生件数は567件で、交通事故全体に占める割合は7・6%でした。また、自転車事故での死者数は10人で、全死者数の15・4%を占めています。

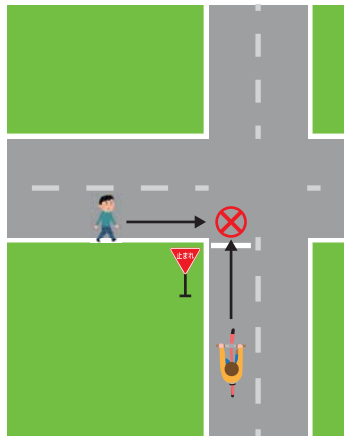
今回は、特に気を付けるべき自転車事故のパターンを紹介します。

事故に遭わないために、事例を参考にして自分の運転を見直し、自転車を運転する際は、ルールとマナーを守って安全運転に心掛けましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則。歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行（歩道を通行できる場合）
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号順守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

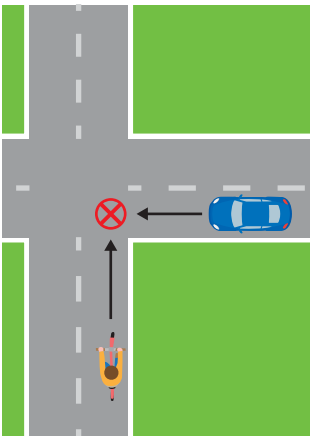
1 一時不停止



▼発生状況Ⅱ信号のない見通しの悪い交差点で、左方向から進行してきた歩行者と出会い頭に衝突した。

▼主な原因Ⅱ自転車が一時的停止の標識を無視して交差点に進入し、左右の安全確認をしないまま飛び出した。

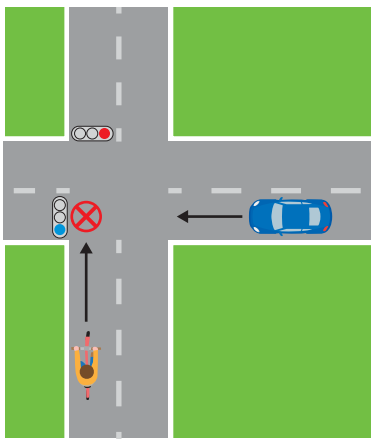
2 右側通行



▼発生状況Ⅱ右側を通行中の自転車が見通しの悪い交差点に進入し、進路方向の右側から走行してきた車両と出会い頭に衝突した。

▼主な原因Ⅱ自転車は左側通行が基本。見通しの悪い交差点で徐行しなかった上に、右側通行していたため車両に気付くのが遅れた。

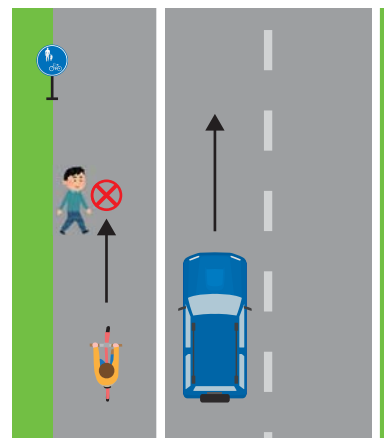
3 信号無視



▼発生状況Ⅱ信号のある交差点で、自転車と右方向から青信号で走行してきた車両が出会い頭に衝突した。

▼主な原因Ⅱ自転車が赤信号を無視して交差点に進入した。

4 歩道上での歩行者との接触



▼発生状況Ⅱ自転車歩道通行可(例外的に自転車でも歩道を通行できる場合)の標識がある歩道を自転車で行中、歩行者と接触した。

▼主な原因Ⅱ自転車が歩行者に十分注意せず、「歩道の車道寄りを徐行」していなかった。

* 自転車でも事故を起こした場合、高額
の損害賠償を命じられることがあります。

* 10月1日から、自転車損害賠償保険への加入が義務化されました。万が一の事故に備えて、必ず加入しましょう。

お～おはようから
お～おやすみまで
つ～常に交通安全も意識して
な～無くそう交通事故

Vol.8

【問合せ先】
▼本庁防災安全課危機管理グループ
TEL (23) 51111 (内線4932)
▼薩摩川内警察署交通課
TEL (20) 01110